

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**  
＜2025年1月1日現在＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	有限会社 ハッピーメディック
主たる事務所の所在地	〒515-0045 三重県松阪市駅部田町1619番地3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 松本 亜紀
連絡先	(電話)0598-26-3555 (FAX)0598-26-8430

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター 「フローラ」	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒515-0052 三重県松阪市山室町690-2	
連絡先	(電話)0598-60-2666	(FAX)0598-60-2678
指定年月日・事業所番号	平成19年12月1日指定	24A0700930
事業所の規模	通常規模型事業所	定員 30人
通常の事業の実施地域	松阪市(旧飯高町・旧三雲町は除く)	

**3. 事業の目的**

介護予防通所介護相当の適正な運営を図るため、必要な基本的事項を定め、事業所の管理者や従業員が、事業対象にある高齢者に対し、適正な介護予防通所介護相当を提供することを目的とする。

**4. 運営の方針**

- (1) 介護予防通所介護相当の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- (2) 介護予防通所介護相当の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた介護予防通所介護計画を作成するとともに、介護予防通所介護計画の作成後、介護予防通所介護計画の実施状況を把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防通所介護支援事業者へ報告することとする。
- (3) 介護予防通所介護相当の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境調整等を把握し、

介護保険外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

## 5. 提供するサービスの内容

当事業所では、御契約者に対して、下記のサービスを提供いたします。

- ①介護予防通所介護計画の立案
  - ②食事：昼食 12時00分～12時30分
  - ③入浴：一般浴槽と機械浴槽（特浴）の利用となります。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
  - ④看護
  - ⑤介護
  - ⑥機能訓練
  - ⑦相談援助サービス
  - ⑧基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが利用時間の終了に間に合わない場合に適用）。
  - ⑨行政手続き代行
  - ⑩その他
- ※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

## 6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで (ただし、1月1日は休業日とする。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前8時45分から午後4時30分まで 延長時間は、午前8時30分から午前8時45分まで 及び 午後4時30分から午後7時30分まで とします。

## 7. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 2人
介護職員	常勤 7人、 非常勤 3人
機能訓練指導員	常勤 0人、 非常勤 1人（兼）

## 8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

生活相談員	1名
管理責任者	西岡 佳郎

--	--

## 9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

### 【基本部分：介護予防通所介護相当】 基本：5時間以上利用の方

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者 要支援1	17,980円(1月につき)	1,798円	3,596円
事業対象者 要支援2	36,210円(1月につき) ※事業対象者が、要支援2程度であった場合	3,621円	7,242円
事業対象者 要支援1	4,360円(1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	436円	872円
事業対象者 要支援2	4,470円(1回につき) (1月の中で全部で5～8回までのサービス)	447円	894円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,000円	100円	200円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2,250円	225円	450円
サービス提供体制 加算Ⅱ	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2		72円 144円	144円 288円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の59/1000 加算			
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の10/1000 加算			

## (2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき690円の食費をいただきます。 別途おやつ代
おやつ代	100円/日
レクリエーション	100円/日 ※希望される方のみ
管理費	100円/日
送迎利用の場合	利用料に含まれております。
入浴利用の場合	利用料に含まれております。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 (おむつ代・特別行事食 等)

「レクリエーションに（  参加します  参加しません）」

## (3) サービスの利用料・費用

利用者及び連帯保証人は、連帯して、当事業所に対し、通所介護サービスの対価として、上記表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

## (4) 支払い方法

・当事業所は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

## (5) 領収書の発行

当事業所は、利用者又は連帯保証人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

## 10. 利用の中止、解除、変更等

### (1) 利用者からの解除

利用者及び連帯保証人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示することにより、利用者の介護予防通所介護計画にかかわらず、サービスの利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者および連帯保証人は、速やかに当事業所及び利用者の介護予防通所介護計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、介護予防通所介護サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

## (2) 当事業所からの解除

当事業所は利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、介護予防通所介護サービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が自立と認定された場合
- ②利用者の介護予防通所介護計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③利用者及び連帯保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を1か月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日間以内に支払われない場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、入院・入所等により当事業所での適切な介護予防通所介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者又は連帯保証人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

### 1 1. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に記すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- (3) サービスの提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を整備します。

### 1 2. 緊急時における対応方法

- (1) 当事業所は、利用者に対し、管理者の判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関の診療を依頼することがあります。

【協力医療機関】：花の丘病院（松阪市山室町 707-3）

電話：0598-29-8700

- (2) 前項のほか、利用中の利用者の心身の状態が急変した場合、速やかに主治医等に連絡するなどの必要な措置を講じると共に、利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

【緊急連絡先】

※緊急時の場合には、「確認書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 3. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所における苦情相談の受付

・利用者及び連帯保証人は、当事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員に申し出ることが出来ます。又、備え付けの用紙、管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

窓口担当者	デイサービスセンター「フローラ」 生活相談員
受付日時	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
電話番号	0598-60-2666

- (2) 提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・提示の求め、または、市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に国民健康保険団体連合会から指導・助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

※行政機関その他苦情受付期間

苦情受付機関	松阪市高齢者支援課	三重県松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4099
	三重県国民健康保険団体連合会	三重県津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-213-6500(介護審査係) 電話番号 059-222-4165(苦情相談窓口)

- (3) 苦情内容等の記録を整備する。

#### 1 4. 衛生管理等

- (1) 利用者は健康に留意し、サービス提供にあたり体調上の配慮を受けたい場合は、従業者に申し出ること。
- (2) 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。
- (3) 利用者は従業所が行う衛生知識の指導に協力する。
- (4) 施設は、利用者を使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理努め、また衛生上必要な措置を講ずる。
- (5) 施設は、医薬品及び医療用具の適正な管理に努める。
- (6) 施設は、従業員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、未然防止・蔓延防止に必要な措置を講ずる。
- (7) 従業員の健康管理として、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### 1 5. 身体拘束及び虐待等の禁止

- (1) 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (2) 従業者は、利用者及び家族に対して、常に敬意を持って接し、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為等を行ってはならない。

#### 1 6. 非常災害対策

- (1) 非常時の対応  
・別に定める消防計画に基づき対応。
- (2) 防火・防災訓練  
・別に定める消防計画に基づき定期的実施。

#### 1 7. 秘密保持及び個人情報の保護について

- (1) 従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらさない。
- (2) 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらさないよう、必要な措置を講じる。
- (3) 指定介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ

文書により利用者の同意を得る。

- (4) 施設は、利用者の個人情報については、利用目的を定め、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努める。
- (5) 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

## 18. 賠償責任

- (1) 施設は、介護予防通所介護サービスの提供に伴い、利用者が施設の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、利用者に対し損害賠償を行います。
- (2) 施設は、利用者の責に帰すべき事由により施設が損害を被った場合は、利用者及び扶養義務者に対し連帯損害賠償を求めます。

## 19. 記録

- (1) 当事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定介護予防通所介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間は保管します。
  - ①介護予防通所介護計画
  - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③市町村への通知に係る記録
  - ④苦情内容等の記録
  - ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (3) 当事業所は、前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、連帯保証人その他の者（利用者の代理を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

## 20. その他留意していただく事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と健康手帳を提示して下さい。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合がございます。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・その他本重要事項に定めない事項は、介護保険法令及びその関係法令に定めるところにより、利用者又は扶養義務者と施設が誠意をもって協議を行うこととします。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 三重県松阪市山室町 690-2  
有限会社ハッピーメディック  
代表取締役 松本 亜紀 印  
フローラ管理者 西岡 佳郎 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住 所  
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）  
住 所  
氏 名 印  
本人との続柄

立 会 人 住 所  
氏 名 印  
本人との続柄